

第四次

いちき串木野市行政改革大綱(案)



令和2年11月
いちき串木野市

目次

第1章 行政改革大綱	1
1. 行政改革大綱の策定の趣旨	1
(1) これまでの行政改革大綱の取組状況	1
(2) 本市を取り巻く現状と課題	1
(3) 更なる改革の必要性	1
2. 行政改革大綱の基本理念	2
3. 行政改革大綱の基本方針	2
(1) 人口減少社会に対応した行政経営の推進	2
(2) 持続可能な財政運営の推進	2
(3) 市民サービスの向上と共生・協働の推進	2
第2章 具体的取組	3
1. 人口減少社会に対応した行政経営の推進	3
(1) 定員管理及び給与の適正化	3
(2) 効率的な組織機構の推進	3
(3) 事務の効率化の推進	3
(4) 職員の意識改革と人材育成の推進	3
2. 持続可能な財政運営の推進	4
(1) 財政の健全化	4
(2) 公共施設の見直し	4
(3) 既存事業の見直し	4
(4) 積極的な財源確保の取組	4
(5) 民間委託等の推進	5
(6) 地方公営企業等の経営健全化	5
3. 市民サービスの向上と共生・協働の推進	5
(1) 市民サービスの向上	5
(2) 市民と行政の協働の推進	5
第3章 改革の実現に向けて	6
(1) 推進期間	6
(2) 推進計画（経営適正化プラン）の策定	6
(3) 推進体制と進行管理	6
行政改革の推進体制（概念図）	7
用語解説	8

第1章 行政改革大綱

1. 行政改革大綱の策定の趣旨

(1) これまでの行政改革大綱の取組状況

本市は平成17年10月の合併による新市発足後、厳しい財政状況の下、増大する社会保障経費、多様化する市民ニーズに対応するため、平成18年11月に「第一次行政改革大綱」、平成23年3月に「第二次行政改革大綱」、平成28年3月に「第三次行政改革大綱」を策定し、行政改革に取り組んできました。

第一次から第三次行政改革大綱で定めた15年間（平成18～令和2年度）の改革では、徴収強化、市有地処分、ふるさと納税等による新たな歳入の確保を図るとともに、歳出面では人件費、物件費の削減に努めるなど、概ね大綱に沿った成果が得られています。

(2) 本市を取り巻く現状と課題

国は人口減少社会の到来と長引く地方経済の低迷を受けて、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口減少と地域経済縮小の克服へ向けた取組を始めました。

本市においても平成27年10月に地方版の「人口ビジョン」と「まち・ひと・しごと総合戦略」を制定し、人口減少対策に取り組んできましたが、実際は、当時の社人研^(*1)の推計に近い形で、毎年400人前後の人口減少が続いており、人口減少は地域経済の悪化を招き、少子高齢化の進行と相まって財政状況を一段と厳しくするほか、地域コミュニティを弱体化させています。

人口減少に伴い、本市の市税及び地方交付税を中心とする一般財源は今後一層減少していくものと考えられ、また、少子高齢化による社会保障経費及び公共施設の維持更新経費の増加や合併特例債等を活用した社会資本整備の実施に伴う公債費等の経常経費の増により、本市の財政状況は今後一層厳しさを増すものと考えられます。

このような状況の中、地域経済の衰退と人口減少に歯止めをかけ、効率的で持続可能な市政運営を確立するためには、雇用機会の創出や少子化対策などによる地域経済の活性化とともに、市民と行政が相互理解の下に連携し、地域特性に即した課題解決や地域コミュニティの維持・発展など、自治基本条例を基本として、役割と責任を分担する共生・協働^(*2)のまちづくりを引き続き推進する必要があります。

(3) 更なる改革の必要性

本市を取り巻く現状の中、地域の活力を維持・発展させていくためには、市民との相互理解の下、これまでの改革に加え、一步踏み込んだ改革が必要となってきた状況にあります。これまで進めてきた行政改革を停滞させることなく、経営的視点での行政運営を行うことにより、将来世代へ過度の財政負担を残さない持続可能な市政運営を実現するため、「第四次いちき串木野市行政改革大綱」を策定し、更に行政改革を進めていく必要があります。

2. 行政改革大綱の基本理念

第四次行政改革大綱の基本理念
「管理型行政運営」から「経営型行政運営」への転換

人口減少社会に対応するため、第四次行政改革大綱では、これまでのように、多くの事業を広く浅く実施する従来型の行政運営である「管理型行政運営」から、市の将来を見据えて行政を経営する視点に立ち、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）を効果的に結び付け、市民にとって真に必要な事業をメリハリをつけて実施する「経営型行政運営」への転換を目指します。

3. 行政改革大綱の基本方針

(1) 人口減少社会に対応した行政経営の推進

社会経済情勢や市民ニーズの変化を的確に捉え、施策の内容や手法を見直しながら、中・長期的な視点から組織機構の再編・整備を図り、適正な定員管理を行うなど総人件費の抑制に努めます。

また、ICT^(*)3)の活用により事務の効率化を推進するとともに、職員の意識改革、能力向上を図り、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、人口減少社会に対応した行政経営を推進します。

(2) 持続可能な財政運営の推進

少子高齢化による扶助費の増加や地域経済の低迷による税収の落ち込みに加え、今後は社会資本整備に伴う公債費の増など更に厳しい財政状況が見込まれることから、財源確保と経費の節減はもとより、事務事業の見直しに一層取り組み、本市の規模に見合った行政サービスを目指すことで、計画的かつ効率的な財政運営を推進します。

また、今後深刻化する公共施設の老朽化に対しては、「公共施設等個別施設計画」に基づき、市民の理解を得ながら計画的に推進します。

全体的には、令和3年度からの5年間で、健全財政を堅持するための重要な期間と捉え、事業については優先度・必要性等に基づき実施し、持続可能な財政運営を推進します。

(3) 市民サービスの向上と共生・協働の推進

職員の接遇向上に努めるとともに、ホームページ等の充実・オンライン申請を活用した窓口申請の簡素化などに取り組み、市民サービスの向上を図ります。

また、地域コミュニティを維持し、活性化を図るため、まちづくり協議会を中心に市民と行政が目的を共有し、知恵を出し合い、必要な役割を分担する共生・協働の取組を引き続き推進します。

第2章 具体的取組

1. 人口減少社会に対応した行政経営の推進

(1) 定員管理及び給与の適正化

厳しい財政状況の中で、少子高齢化、高度情報化、雇用機会の確保などの行政課題や社会情勢の変化に迅速かつ的確に対応するため、将来の定年延長も考慮した上で、再任用職員や会計年度任用職員など多様な勤務体系を踏まえながら「定員管理計画」を策定し、適正な定員管理を図り、総人件費の抑制に努めます。

また、給与制度において、特別職については特別職報酬等審議会などを通じて適正な水準を確保するとともに、一般職については職員の意欲・能力が最大限発揮できるように、人事評価制度も含めた総合的な給与制度の見直しによる効果的な給与制度の確立を目指します。

(2) 効率的な組織機構の推進

社会経済情勢の変化等による新たな行政課題をはじめ、高度化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、人員や財源を効果的に活用できるよう、組織機構の再編・整備に取り組みます。また、今後の人口減少社会に対応し、市民の利便性、事務の円滑化・効率化を図る観点から、串木野・市来両庁舎の課の配置及び出張所のあり方について検討するとともに、現有の消防本部・消防署・消防分団の人員等を最大限に活かす消防体制の見直しを検討します。

さらに、日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・専門化、事務処理体制の効率化への対応を目的として、連携協約など事務の共同処理制度^(*)4)を活用し、さまざまな分野で広域連携を推進します。

(3) 事務の効率化の推進

少子高齢化による労働人口減少の中、労働力を確保するため、ICTは加速的に進化を遂げ、社会の組織運営に欠かせないものとなってきております。このため、AI^(*)5)やRPA^(*)6)などICTを活用して、事務事業における作業工程や所要時間を短縮し、事務の効率化を推進します。

(4) 職員の意識改革と人材育成の推進

本市は職員の基本姿勢として「市民感覚、挑戦、プロ意識」を掲げています。これに加えて、本格的な地方分権改革時代の今日、事務処理の速度や正確性だけでなく、新たな施策の提案や業務改善などに自発的・積極的に取り組む姿勢が職員に求められています。このほか、事務事業の実施方法や行政サービスのコストに問題意識を持つよう、職員研修を推進し、能力向上に努めます。

また、人事評価制度の見直しにより能力・実績に基づく人事管理を推進し、組織全体の士

気高揚、公務能率の向上を図ります。

さらに、職員提案制度等による職員能力の活用により、職員の意欲向上に向けた取組を行います。

2. 持続可能な財政運営の推進

(1) 財政の健全化

平成 30 年度の経常収支比率は 97.6%で、財政の硬直化が進んでおり、早急な対策が必要な状況にあります。また、合併特例債や地方交付税の加算措置などの合併特例措置(*7)が令和 2 年度で全て終了し、今後市債の償還が本格化するなど、厳しい財政状況に拍車をかけることとなります。限られた財源を有効に活用しながら、持続可能な市政運営を行うため、具体的な数値目標を設定した「財政改善計画」を策定し、計画的で健全な財政運営を行います。なお、投資的経費については、限られた財源の中で普通建設事業を厳選し、効率的かつ効果的な配分に努めることで、全体事業費を抑制します。

(2) 公共施設の見直し

人口減少社会が進む中、本市は全国平均の約 1.9 倍の公共施設を保有しており、また、施設全体の約 47.5%が既に建築後 30 年以上を経過しているため、今後多くの施設が一斉に更新時期を迎えることとなります。このままでは、必要とされる更新費用の全てを負担することは困難なことから、本市の人口規模や市民ニーズに対応した公共施設のマネジメントを推進するため、「公共施設等個別施設計画」に基づき、公共施設の適正化に取り組むことで、財政負担の軽減及び平準化を図ります。

また、学校の統廃合については、本市小・中学校統廃合基準を基に進めていきます。なお、本市小・中学校統廃合基準については検証を行うほか、市立幼稚園の統廃合についても、保護者等の意見を十分踏まえながら、取り組みます。

(3) 既存事業の見直し

限られた財源で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に適切に対応し、最少の経費で最大の効果を得るため、事務事業について評価・検証を行い、計画的に見直しを行います。

また、補助金については、実績報告書及び収支決算書等を精査するとともに、公益性・必要性等について検証し、各種団体等の理解を求めながら、3 年を基本として見直しを行います。

(4) 積極的な財源確保の取組

ふるさと納税は、市内事業者はもとより市にとっても財源のみならず全国への大きな宣伝効果が期待できることから、積極的に推進します。

地方税、使用料・手数料等については、滞納整理の推進による未収金の回収に努めるなど、

市税等の徴収率の向上に積極的に取り組むとともに、受益者負担適正化の観点から定期的に見直しを行います。また、未利用財産の適正価格を検討し、売却を促進するなど資産の有効利用に努めます。

さらに、企業誘致を推進するとともに、食のまちづくりを中心とした施策の充実や交流人口の拡大により、自主財源の確保を図ります。

(5) 民間委託等の推進

事務事業の必要性をもとに、「民間で実施する方が効率的・効果的なものは民間に任せる」との視点に立ち、事務事業全般にわたり、民間委託、民間譲渡、廃止等を検討します。

(6) 地方公営企業等の経営健全化

特別会計事業の経営は、一般会計からの繰出金など市の財政運営に大きな影響を及ぼすため、経営全般についての事務事業の見直しを推進するなど、中・長期的な視点に立った経営基盤の強化に積極的に取り組みます。

水道事業はもとより下水道事業についても、令和2年度からの地方公営企業法全部適用を受けて、独立採算を基本とした健全な経営に努めます。

また、土地開発公社については、引き続き保有する土地の売却を進めるなど、経営改善に向け、積極的に取り組みます。

3. 市民サービスの向上と共生・協働の推進

(1) 市民サービスの向上

市民の立場に立った接客や丁寧な電話対応など、職員の接遇向上に努めます。また、最新の情報を正確かつ迅速に伝えるため、ホームページ等の充実に努めながら、オンライン申請を活用した窓口申請の簡素化などに取り組むことで、行政サービスの充実に努めます。

(2) 市民と行政の協働の推進

高度化・多様化する市民ニーズや新たな地域課題に適切・迅速に対応していくためには、市はもとより、そのサービスの受け手である市民が、適切な役割分担の下、地域の課題を発見、共有して、ともに解決していくことが求められます。

しかしながら、過疎化・少子高齢化が進行する地域社会においては、地域活動を支える担い手が減少し、地域コミュニティの弱体化が進んでいます。

このため、まちづくり協議会を中心に地域コミュニティの充実に努め、地域の課題解決に向けて互いに見守りや支え合いの体制を整えていく必要があります。

市と市民による共生・協働のまちづくりを更に進めるため、地区担当職員制度や各種補助制度によりまちづくり協議会による地域活動を支援します。また、自治基本条例に基づく住民自治を推進するため、まちづくり協議会への権限財源移譲を進め、地域内分権の推進を図ります。

第3章 改革の実現に向けて

(1) 推進期間

本大綱の推進期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(2) 推進計画（経営適正化プラン）の策定

大綱は、行政改革の取組の基本的な方針を示すものであり、大綱に基づく具体的な取組内容については、推進計画（経営適正化プラン）を策定し、計画的に推進します。「経営適正化プラン」とは、「本市の非常に厳しい財政状況の中で行っている『市の経営』を、持続可能な市政運営を図るために、令和3年度からの5年間で適正化（好ましくない状況にあるものを、本来のあるべき状況に改善したり、修正したりすること。）していく。」という意味で名付けたものです。

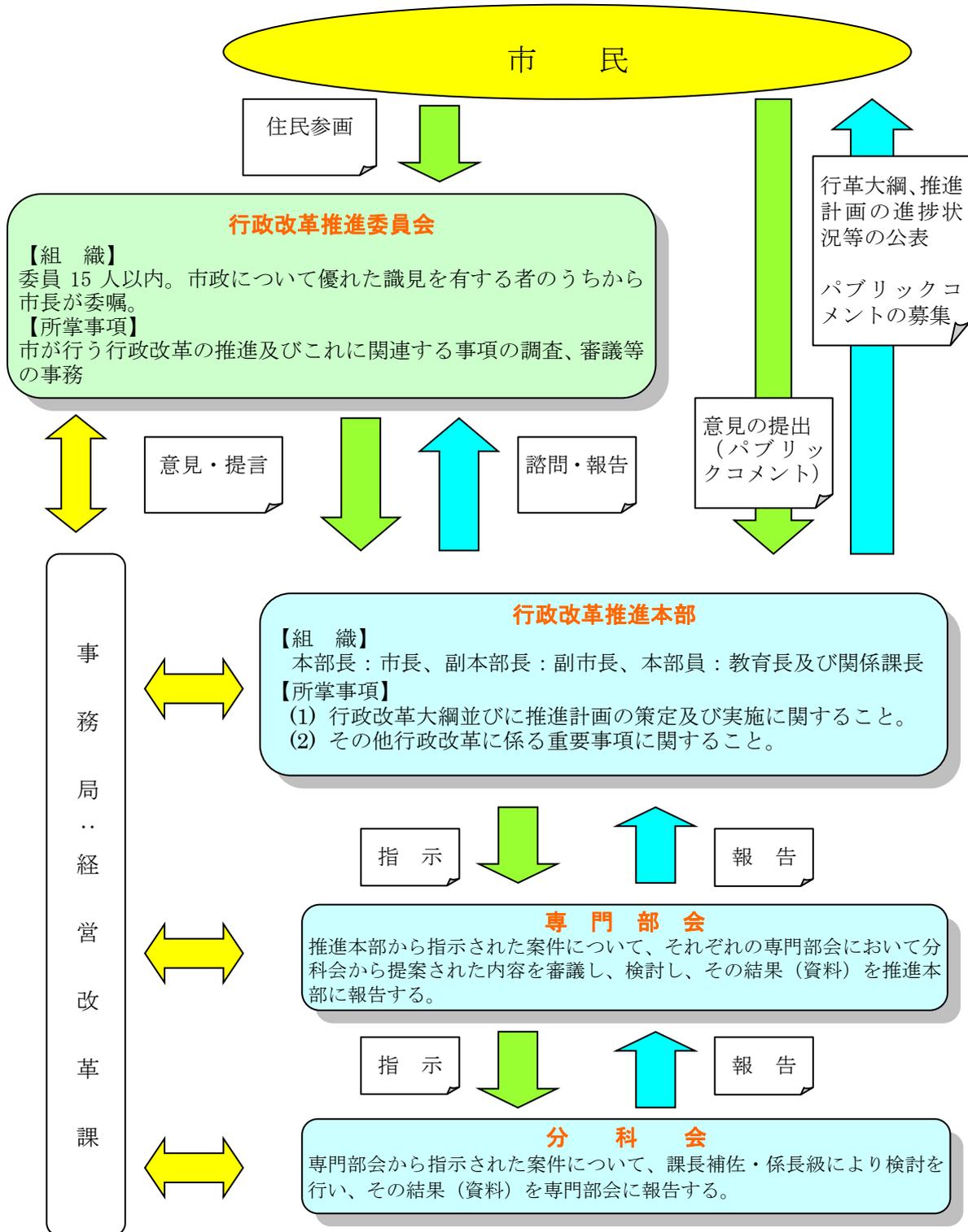
この推進計画（経営適正化プラン）には、大綱の推進期間5年間における各年度の具体的な取組や可能な限り数値化した目標値を定めており、毎年度、計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）のいわゆるPDCAサイクル^(*8)に基づき不断の点検に努め、必要な見直しを行います。

(3) 推進体制と進行管理

大綱に掲げる基本方針及び推進計画（経営適正化プラン）に掲載された行政改革の具体的な推進に当たって、庁内においては、市長を本部長とする「いちき串木野市行政改革推進本部」が中心となって行政改革を実行していくこととし、推進本部の下部組織として庁内に「組織機構等改革部会」「財政基盤等改善部会」「市民サービス向上部会」の3つの専門部会と分科会を設置し、調査・検討を進めます。

また、大綱の推進状況については、行政改革に関する各種取組の内容、状況等をいちき串木野市行政改革推進委員会及び市議会に報告した後、広く市民に公表します。

行政改革の推進体制（概念図）



【用語解説】

(*1) 社人研

国立社会保障・人口問題研究所のこと。平成25年3月に公表した社人研による令和2年(2020年)4月1日の本市の推計人口は、27,582人。平成27年10月の本市の人口ビジョンによる、市が人口減少対策を行うことによる効果が出た場合の同時期の本市の推計人口は、28,279人。実際の本市の人口は、市の住民基本台帳年齢別人口統計より、27,472人であることから、社人研の推計人口に近い数となっており、少子化に歯止めがかかっていないことが推測できる。

ちなみに、第三次行政改革大綱の期間中、市の住民基本台帳年齢別人口統計による各年度の4月1日現在の人口は次のとおり。H28:29,086人(前年比△384人)、H29:28,569人(前年比△517人)、H30:28,202人(前年比△367人)、R1:27,833人(前年比△369人)、R2:27,472人(前年比△361人)。

(*2) 共生・協働

多様な主体が、相互に特性や役割を認識し尊重しあいながら、対等な立場で、共通の目的を達成するために協力すること。ここでは、市民と行政が一つの目的に向かって対等な立場で果たすべき役割、責任を自覚し、課題解決や社会的目的実現のために協力することを指している。

(*3) ICT

Information and Communication Technology の略称。情報処理及び情報通信、つまりコンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

(*4) 事務の共同処理制度

地方自治法に定められている2つ以上の地方公共団体が、その区域を越えて、行政事務を広域的に処理する制度のこと。現在、法人の設立を要しない簡便な仕組みのものと、別法人の設立を要する仕組みのものとがあり、前者は連携協約、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行、後者は一部事務組合、広域連合がある。

(*5) AI

Artificial Intelligence の略称。人工知能。人間にしかできなかった高度に知的な作業や判断について、コンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの。

(*6) RPA

Robotic Process Automation の略称。ロボットによる業務自動化を図る取組のこと。

(*7) 合併特例措置

合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く15か年度に限り、その財源として借り入れることができる合併特例債(対象事業費のおおむね95%充当で、その元利償還金の70%が普通交付税により措置)や合併後10年間は、新市町村の状態で算定した地方交付税額が、合併前の市町村がそれぞれ別々に存在するものとみなして算定した交付税額の合算額を下回らないように算定する特例(合併算定替)が設けられていることなどの優遇措置。

(*8) PDCAサイクル

計画(Plan)を実行(Do)し、検証(Check)して改善(Action)に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセス。計画から改善までのプロセスを継続することによって、より良い成果を上げることが期待できる。